

ファミリー・サポート・センター事業の無償化について

1 事業の概要

児童の預かり等の援助を要する会員と児童の預かり等の援助を行う会員との援助活動の調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進する。

	ファミリーサポートセンター	上川中部子ども緊急さぼねっと
対 象	生後 6 か月から小学校 6 年生まで	生後 0 か月から小学校 6 年生まで
主 な 援助活動 の 内 容	・ 保育所，幼稚園，学校等への送迎 ・ 保育所，幼稚園，学校等の終了後の預かり 等	・ 緊急を要する子どもの預かり，送迎 ・ 養育者の体調不良時の子どもの預かり 等

2 利用料及び利用料の助成

(1) ファミリーサポートセンター

	利用時間	利用料金
月曜日から 金曜日まで	午前 7 時～午後 7 時	3 5 0 円／3 0 分
	午前 6 時～午前 7 時 午後 7 時～午後 1 0 時	4 0 0 円／3 0 分
土・日・ 祝 日・ 年末年始	午前 6 時～午後 1 0 時	4 0 0 円／3 0 分

(2) 上川中部こども緊急さぼねっと

	利用時間	利用料金
一般預かり	午前 7 時 3 0 分～午後 6 時	1, 0 0 0 円／1 時間
	午後 6 時 ～午後 1 1 時	1, 2 0 0 円／1 時間
病児・病後児	午前 7 時 3 0 分～午後 6 時	1, 0 0 0 円／1 時間
宿 泊	午後 6 時 ～午前 8 時	1 0, 0 0 0 円（3 歳以上）
		1 2, 0 0 0 円（3 歳未満）

(3) 利用料の助成

- ・ 非課税世帯・ひとり親世帯・ダブルケア負担の世帯
利用者の負担 利用料の 5 分の 1 （5 分の 4 を助成）
- ・ その他の世帯
利用料の負担 利用料の 2 分の 1 （2 分の 1 を助成）

3 無償化給付の対象者

保育の必要性があると認定され、認可保育所等を利用していない

- ・ 3 歳から 5 歳までの児童
- ・ 0 歳から 2 歳までの児童（住民税非課税世帯）

4 無償化給付の額

- ・ 3歳から5歳まで 月額37,000円上限(※)
 - ・ 0歳から2歳まで(住民税非課税世帯) 月額42,000円上限(※)
- ※認可外保育施設, 一時預かり, 病児・病後児保育の利用料の合算額

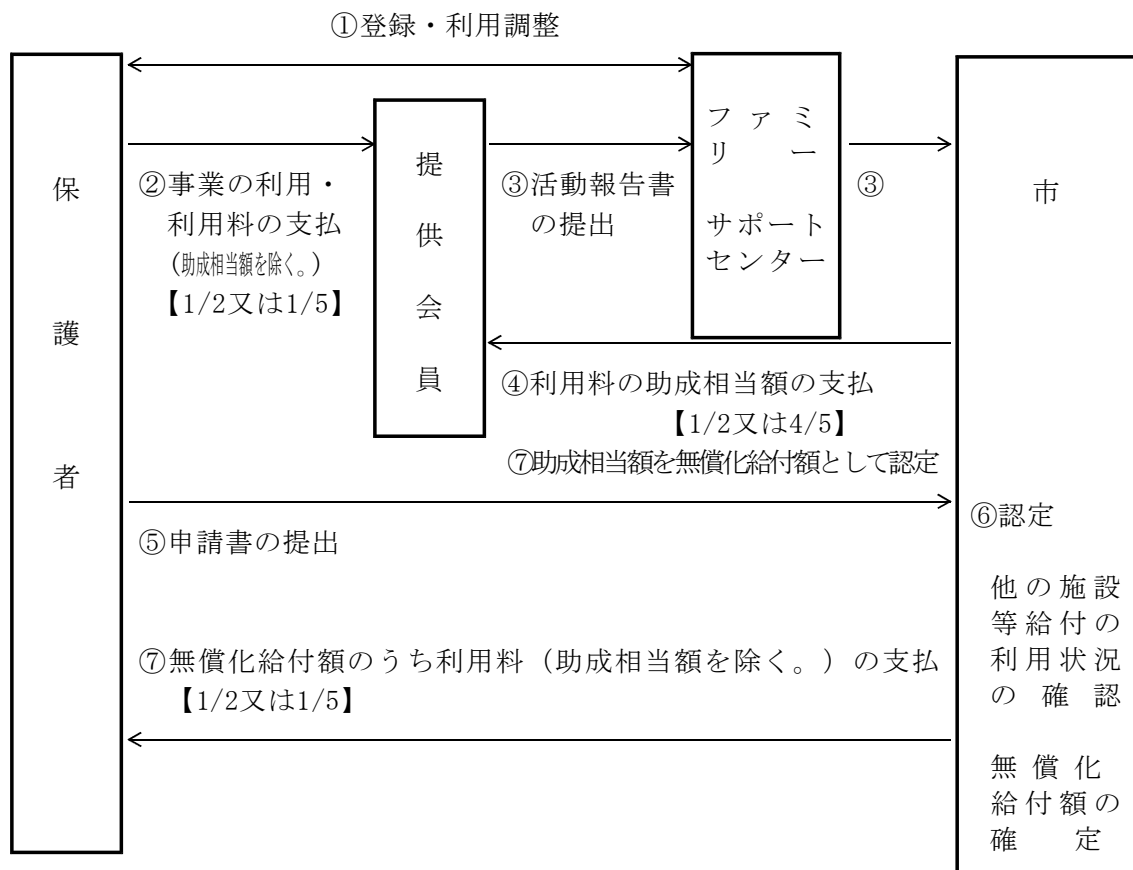
5 無償化給付の方法(案)

保護者からの申請に基づく償還払

提供会員は, 援助活動を行うごとに, 保護者から利用料(利用料助成相当額を除く。)を徴収する。

6 無償化給付の申請方法等(案)

- ① 保護者は, 事業の利用に当たり, ファミリーサポートセンターに登録を行い, ファミリーサポートセンターは, 提供会員との調整を行う。
- ② 保護者は, 事業の利用時に, 提供会員に利用料(助成相当額を除く。)を支払う。
- ③ 提供会員は, 保護者の確認を受けた活動報告書をファミリーサポートセンターに提出し, ファミリーサポートセンターは, これを市に提出する。
- ④ 市は, 提供会員に利用料の助成相当額を支払う。
- ⑤ 保護者は, 市に無償化給付に係る認定及び給付の申請を行う。
- ⑥ 市は, 保育の必要性の認定を行うとともに, 他の施設等給付の利用状況の確認を行い, 無償化給付額を確定する。
- ⑦ 市は, 保護者に対し, 無償化給付額を支払う。
提供会員に支払った利用料助成相当額を無償化給付額として認定し, 整理する。



※ 5 及び 6 の案は, 国からの詳細の提示, ファミリーサポートセンター等との協議, 調整等により, 変更があり得る。

7 対象者数の見込み

平成30年度実績

	ファミリー サポートセンター	上川中部子ども 緊急さぼねっと	備 考
利用者数（実）	56人	133人	

平成30年度実績に基づく、無償化給付対象者数の見込み

	ファミリー サポートセンター	上川中部子ども 緊急さぼねっと	備 考
3歳から5歳まで	11人	49人	保育の必要性等の確認が困難であり、3歳から5歳までの預かり利用者数による
0歳から2歳まで （非課税世帯）	0人	11人	保育の必要性、非課税世帯等の確認が困難であり、0歳から2歳までの預かりの利用者で、5分の4の利用料助成対象者数による
合計	11人	60人	